年　　月　　日

岐阜県立羽島特別支援学校長　様

学校において予防すべき感染症への罹患報告書

このことについて、下記のとおり学校において予防すべき感染症に罹患しましたので、報告します。

記

児童生徒名	部　　年　　組　氏名
保護者名	
感染症名	
医療機関名	
医師に診断された日	年　　月　　日（　　）
学校を欠席した期間	年　　月　　日（　　）から 年　　月　　日（　　）まで

※注意事項

・上記については、保護者による記入をお願いします。
・登校につきましては、医師の指示に従ってください。
・裏面に学校において予防すべき感染症と出席停止の基準を載せておきましたのでご参照ください。

【学校において予防すべき感染症と出席停止の基準】

	感染症の種類	出席停止の基準
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻しん	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	風しん	発しんが消失するまで。
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ　細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス　パラチフス 流行性角結膜炎　急性出血性結膜炎 その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

※第3種感染症の一部と「その他」の感染症における出席停止の目安

感染症の種類	出席停止の目安
アタマジラミ	出席停止の必要はないが、速やかにシラミの駆除を行う処置と皮膚症状などの治療を受けることが必要。
RSウイルス	咳などの症状が安定し、全身状態が良くなるまで。
感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルスなど）	下痢や嘔吐などの症状が治まり、普段の食事がとれること。全身状態が良ければ登校、登園は可能。
カンピロバクター感染症	症状が良くなれば登校、登園は可能。排便後の手洗いを励行することが大切。
急性出血性結膜炎	主症状が消えてから、2日間を経過するまで。
サルモネラ感染症	全身状態が良ければ登校、登園は可能。治った後も菌が数週間排泄されることがあり、感染源となるため、排便後の手洗いの励行が大切。
腸管出血性大腸菌感染症	症状が治まり、抗菌薬治療が終了し、48時間をあけて2回の検便により菌陰性が確認されるまで。
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響なく普段の食事がとれるようになるまで。
伝染性紅斑（リンゴ病）	発疹が出る前に感染源となり、赤いリンゴのような紅斑が出た発疹期ではすでに他者への感染伝播はないので、全身状態が良ければ登校、登園は可能。
伝染性軟属腫（水いぼ）	出席停止の必要はない。かき壊し傷から滲出液が出ているときには被覆する。
伝染性膿痂疹（とびひ）	出席停止の必要はない。皮膚が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度であること。
B型肝炎	急性肝炎の急性期でない限り、登校、登園は可能。HBVキャリアの出席停止の必要はない。血液や体液に触れる場合は手袋を着用するなど予防策を守ることが大切。
ヘルパンギーナ	解熱し、口腔内の水疱・潰瘍の影響なく普段の食事がとれること。
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まり全身症状が良くなれば登校、登園は可能。
溶連菌感染症（主にA群溶血性レンサ球菌感染症）	適切な抗菌薬療法開始後24時間以内に他への感染力は消失するため、それ以降、登校（園）は可能である。ただし、定められた期間は抗菌薬の内服を継続すること。
流行性角結膜炎	1～2週間は他者へ感染させる力があり、症状がなくなった後も感染力が残っている場合もあるため、医師から感染のおそれがなくなったと判断されるまで出席停止。